

第 52 問

A町は土地改良法に基づき、県知事Yに対して、その町内の一部の地域を施行地域とする町営土地改良事業の施行認可を申請した。Yは、昭和57年7月5日付けで申請を適当とする決定をし、同月20日その旨を公告するとともに、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供した。Xは施行地域内の土地の所有者である。Xは本件事業が土地改良法に反する違法なものであるとして、同年8月10日Yに対し上記決定に対する異議の申出をしたところ、Yは同年9月25日付けで異議の申出を棄却する裁決をした。Yは同月30日付けで本件事業の施行認可（以下「本件認可」という。）をし、同年10月12日にこれを公告した。

Xは同年10月31日に、本件認可の取消訴訟を提起した。

その後、本件事業計画に係る工事は昭和62年3月に、換地処分は昭和63年1月16日付け公告で全て完了した。工事費2億6790万円、事業主体事務費266万2000円の費用を投じ、42ヘクタールの区画、形質は既に変更された。関係権利者100人にも及ぶ換地処分による登記も完了し、Xも2筆の換地を得た。

〔設問〕

昭和63年3月段階でもなお、本件認可の取消訴訟の審理が係属していた。この場合に、いかなる訴訟要件が問題となるか。また、当該訴訟要件が満たされるためにXはどのような主張をすべきか。土地改良事業施行認可の法効果を検討した上で、想定される反論を踏まえながら検討しなさい。

なお、社会的経済的損失の点からみて、社会通念上原状回復は不可能な状態であるが、物理的には可能な状態であることを前提としなさい。また、処分性については検討しなくてよい。

【関係法令】

○ 土地改良法

（目的及び原則）

第1条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

2 （略）

（定義）

第2条 （略）

2 この法律において「土地改良事業」とは、この法律により行なう次に掲げる事業をいう。

一 (略)

二 区画整理（土地の区画形質の変更の事業及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする次号の農用地の造成の工事又は農用地の改良若しくは保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。）

三～六 (略)

七 その他農用地の改良又は保全のため必要な事業
（設立準備）

第 5 条 1～6 (略)

7 建築物の敷地、墓地、境内地その他の農用地以外の土地（中略）で政令で定めるものを含めて第 1 項の 1 定の地域を定めるには、その土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全員の同意がなければならない。

（設立認可の申請）

第 7 条 1～2 (略)

3 土地改良事業計画においては、省令の定めるところにより、当該土地改良事業につき、目的、その施行に係る地域、工事又は管理に関する事項（換地計画を定める土地改良事業にあつては、工事に関する事項のほか、当該換地計画の概要）、事業費に関する事項、効果に関する事項その他省令で定める事項を定めるものとする。

4～6 (略)

（審査及び公告等）

第 8 条 1～5 (略)

6 都道府県知事は、第 1 項の規定により当該申請を適当とする旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を公告し、20 日以上相当の期間を定めてその決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写を縦覧に供しなければならない。

（土地改良区の成立）

第 10 条 都道府県知事は、前条第 1 項の異議の申出がないとき、又は異議の申出があつた場合においてそのすべてについて同条第 2 項の規定による決定があつたときは、同条第 4 項の場合を除いて、土地改良区の設立の認可をしなければならない。

2～5 (略)

（換地計画の決定及び認可）

第 52 条 土地改良区は、その行なう土地改良事業（中略）につき、その事業の性質上必要があるときは、当該土地改良事業の施行に係る地域につき、換地計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2～9 (略)

（審査及び公告等）

第 52 条の 2 都道府県知事は、前条第 1 項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る換地計画につき詳細な審査を行なつてその適否を決定し、その旨を当該申請をした土地改良区に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第 1 項の認可の申請について、左の各号の一に該当する場合を除き、前項の規定により適当とする旨の決定をしなければならない。

一 申請の手續又は換地計画の決定手續若しくは内容が、法令又は法令に基づいてす

る行政庁の処分違反しているとき。

二 換地計画の内容が、土地改良事業計画の内容と矛盾しているとき。

3 (略)

4 第1項の規定による適否の決定については、第8条第6項の規定を準用する。この場合において、同項中「土地改良事業計画書及び定款」とあるのは、「換地計画書」と読み替えるものとする。

(換地処分)

第54条 換地処分は、当該換地計画に係る土地につき第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、その換地計画において定められた関係事項を通知してするものとする。

2 換地処分は、当該換地計画に係る地域の全部について当該土地改良事業の工事が完了した後において、遅滞なくしなければならない。

3 土地改良区は、換地処分をした場合には、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合には、遅滞なく当該換地処分があつた旨を公告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による公告をした場合には、遅滞なくその旨を管轄登記所に通知しなければならない。

6 (略)

(換地処分の効果及び清算金)

第54条の2 前条第4項の規定による公告があつた場合には、当該換地計画に定める換地は、その公告のあつた日の翌日から従前の土地とみなされるものとし、その換地計画において換地を定めなかつた従前の土地について存する権利は、その公告のあつた日限り消滅するものとする。

2～7 (略)

(土地改良事業の開始)

第96条の2 市町村は、土地改良事業を行う場合には、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 市町村は、土地改良事業を行なおうとする場合において、前項の認可を申請するには、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要(中略)を定め、その計画の概要(中略)その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2(中略)以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3～4 (略)

5 第1項の場合には、第5条第6項及び第7項、第7条から第9条まで並びに第10条第1項及び第5項の規定を準用する。(後段以下略)

6 (略)

7 都道府県知事は、第5項において準用する第10条第1項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

8 (略)

(準用規定)

第 9 6 条の 4 第 9 6 条の 2 第 1 項の規定により行なう土地改良事業には、(中略) 第 5 2 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項前段及び第 6 項から第 9 項まで、第 5 2 条の 2 から第 5 5 条まで、(中略) の規定を準用する。(後段以下略)

※ 本件は最判平4.1.24を素材とする問題である。

- 1 本問においては、そもそも事業完了によって土地改良事業施行認可の法効果が消滅し、狭義の訴えの利益が消滅しないか（●論点）狭義の訴えの利益と工事の完了（司H21,R4）。及び、法効果が消滅しないとしても、社会通念上原状回復が不可能となっていることから、やはり狭義の訴えの利益が消滅しないかが問題となる。
- 2 事業完了後に法効果が消滅する処分として建築確認がある。建築確認と土地改良事業施行認可とは、後続処分との関係性に違いがあるため、条文を引用しながら、土地改良事業施行認可と後続処分との関係性を説明することが求められる。
- 3 社会通念上原状回復が不可能であることを理由に狭義の訴えの利益が消滅するかについては、当該事情は事情判決の規定である行訴法31条の適用に際して考慮する事情であることを理由に、否定されている。

総合 269頁

論証 96頁

■ 答案構成

第 1 問題となる訴訟要件

狭義の訴えの利益が消滅するのではないかが問題となる



第 2 土地改良事業施行認可の法効果が事業の完了により消滅しないか

- 1 狭義の訴えの利益は、具体的な四囲の状況という客観的な側面からみて、当該訴訟を維持、追行する法律上の利益があるといえる場合に、認められる



処分の法効果が消滅しているのであれば、上記侵害されるおそれなくなるのであるから、処分を取り消す意味がなくなり、訴えの利益は認められない



2 あてはめ



土地改良事業施行認可が有効であることを前提に換地計画の認可、換地処分が行われるといえる



- 3 換地処分によって設定された権利関係は土地改良事業完了後も存続することから、この権利関係を有効に存続させるという土地改良事業施行認可の法的効果は、事業完了後も存続するといえる



- 4 土地改良事業たる本件事業が完了したあとも、土地改良事業施行認可である本件認可の法的効果は消滅せず、狭義の訴えの利益は消滅しない



第 3 原状回復不能に基づき、狭義の訴えの利益が消滅しないか

- 1 社会通念上原状回復が不可能であったとしても、狭義の訴えの利益は消滅しない



- 2 本件においても、社会通念上原状回復が不能であるだけであるため、狭義の訴えの利益は消滅しない

第1 問題となる訴訟要件

昭和63年3月段階において、本件事業計画に係る工事及び換地処分までが全て完了している。そのため、本件認可の法効果が消滅し、狭義の訴えの利益が消滅したのではないかが問題となる。また、本件認可の法効果が消滅していなかったとしても、原状回復が不可能となっていることから、狭義の訴えの利益が消滅するのではないかが問題となる。

第2 土地改良事業施行認可の法効果が事業の完了により消滅しないか。

1 狭義の訴えの利益は、具体的な四囲の状況という客観的な側面からみて、当該訴訟を維持、追行する法律上の利益があるといえる場合に、認められる。そして、処分性及び原告適格が肯定されているのであれば、処分によって法律上保護された利益を必然的に侵害されるおそれがあるといえるのであるから、処分を取り消す法律上の利益があるといえる。

ここで、処分の法効果が消滅しているのであれば、上記侵害されるおそれがなくなるのであるから、処分を取り消す意味がなくなり、訴えの利益は認められない。

2 本件認可はA町が行う土地改良事業の施行認可であり、土地改良法(以下「法」という。)96条の2第1項、第5項、10条1項が根拠規定である。

土地改良事業とは、法2条2項各号の事業をいい、市町村が土地改良事業を行う場合には、土地改良事業施行認可を受ける必要がある。事業の性質上必要があるときは、換地計画を定め、その認可を受ける(法96条の4前段、52条1項)。土地改良事業施行認可が公告(法96条

1

の2第7項)されたあと、市町村は土地改良事業計画による工事に着手し、工事完了後遅滞なく換地処分(法96条の4前段、54条2項)を行う。

このように、土地改良事業施行認可は、事業施行地域内の土地について土地改良事業を施行する権利を付与するものである。

そして、換地計画の認可について定めた法96条の4前段が準用する法52条の2第2項第1号は、申請の手続又は換地計画の決定手続若しくは内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているときは、換地計画の認可をしないこととしている。申請の手続である土地改良事業施行認可のが適法・有効であることが認可の要件であるといえる。また、第2号は、換地計画の内容が土地改良事業計画の内容と矛盾しているときは換地計画の認可をしないこととしている。この規定から、土地改良事業施行認可の際に定められた土地改良事業計画を前提に、換地計画を決定することが要請されているといえる。以上の規定から、土地改良事業施行認可が有効であることを前提に換地計画の認可、換地処分が行われるといえる。

3 そうすると、土地改良事業の工事が完了し、換地処分がされた後においても、土地改良事業施行認可が取り消され、無効となれば、同認可が有効であることを前提にされた換地計画の認可、及び換地計画の認可を前提にされた換地処分の効力は失われることになる。そして、換地処分の効果は、換地計画に定められた換地のとおりに権利の変更がされ、換地が定められなかった従前の土地に存する権利は消滅するというもので

2

ある（法 96 条の 4 前段、54 条の 2 第 1 項）。換地処分によって設定された権利関係は土地改良事業完了後も存続することから、この権利関係を有効に存続させるという土地改良事業施行認可の法的効果は、事業完了後も存続するといえる。

4 したがって、土地改良事業たる本件事業が完了したあとも、土地改良事業施行認可である本件認可の法的効果は消滅せず、狭義の訴えの利益は消滅しない。

第 3 原状回復不能に基づき、狭義の訴えの利益が消滅しないか。

1 原状回復が不能になっているのであれば、本案判決を得て処分を取り消したとしても、原告が望んだ解決を得られないことから、訴訟を維持、追行する法律上の利益があるとはいえないとも思える。

しかし、物理的に原状回復が不可能である場合は別として、社会的経済的損失を考えると、社会通念上原状回復が不可能であることは、事情判決（行政事件訴訟法 31 条）をすべきかを判断する際に検討すべき事柄である。そのため、社会通念上原状回復が不可能であったとしても、狭義の訴えの利益は消滅しない。

2 本件においても、社会通念上原状回復が不能であるだけであるため、狭義の訴えの利益は消滅しない。

以上